

感感発 0117 第 5 号  
令和 6 年 1 月 17 日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 劇症型溶血性レンサ球菌感染症の分離株の解析について（依頼）

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎については、過去 10 年で最多の定点当たり報告数となっているところであるが、劇症型溶血性レンサ球菌感染症（以下「STSS」という。）についても、例年と比べて報告数が多い傾向にある。

また、A群溶血性レンサ球菌のうち、2010 年代より英國等で分離頻度が増加している M1<sub>UK</sub> 株については、猩紅熱や、STSS を含む侵襲性 A群溶血性レンサ球菌感染症の増加への関与の可能性についても報告されているほか、昨年は M1<sub>UK</sub> 株の集積を認めた地域もあったことが報告されている。

各保健所及び地方衛生研究所におかれては、STSS 患者の発生時には、下記の手順に従い、別添の「A群溶血レンサ球菌 (*Streptococcus pyogenes*) 検査マニュアル（劇症型溶血性レンサ球菌感染症起因株を含む）」（以下「マニュアル」という。）を参考に菌株の解析を行うか、必要に応じて、衛生微生物技術協議会溶血レンサ球菌レファレンスセンターに指定されている地方衛生研究所又は国立感染症研究所へ分離株を送付することについて、引き続きご検討いただくよう改めてお願ひする。

#### 記

1. 保健所は、STSS 患者の発生の届出を受けた場合には、届出を行った医師の所属する医療機関に対し、既に採取された検体等からの A群溶血性レンサ球菌の分離株を地方衛生研究所へ分与することを依頼する。また、保健所は、当該検体の患者情報（発生動向報告 ID）を地方衛生研究所へ共有する。
2. 分離株の分与を受けた地方衛生研究所は、必要に応じて衛生微生物技術協議会溶血レンサ球菌レファレンスセンター窓口（マニュアル 32 ページ参照）へ相談の上、菌株を自ら解析するか、衛生微生物技術協議会溶血レンサ球菌レファレンスセンターへ菌株を送付する。
3. 地方衛生研究所は、自らもしくは衛生微生物技術協議会溶血レンサ球菌レファレンスセンターの解析結果を、感染症サーベイランスシステムの病原体検出情報サブシステムの「特記すべき生化学的性状」の欄に入力するとともに、

保健所へ検査結果を共有する。なお、病原体検出情報サブシステムに入力する際は、患者情報の取り込み（発生動向報告 ID の入力）を行う。

4. 保健所は、分離株の提供を受けた医療機関に対する検査結果の還元を検討する。

(参考資料)

- 国立感染症研究所ホームページ：病原微生物検出情報（IASR）「A群溶血性レンサ球菌による劇症型溶血性レンサ球菌感染症の 50 歳未満を中心とした報告数の増加について（2023 年 12 月 17 日現在）」  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/group-a-streptococcus-m/group-a-streptococcus-iasrs/12461-528p01.html>
- 「A群溶血レンサ球菌 (*Streptococcus pyogenes*) 検査マニュアル（劇症型溶血性レンサ球菌感染症起因株を含む）」（国立感染症研究所作成）  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/streptococcusA20240112.pdf>